



金 沢 市 公 報

第 3 1 2 0 号

令和5年(2023年)8月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公 告	
● 告 示		○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保 存又は移転の登記について (市民協働推進課)	2
○ 自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1	● 監査公表	
○ 自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○ 監査公表 (第10号) (監査事務局)	4
		● 消防局公告	
		○ 消防車のサイレンの使用について (警防課)	6

告 示

●金沢市告示第236号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年8月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 69台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和5年7月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町二24番地5

公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和5年8月22日から同年11月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第237号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年8月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
有松3丁目地内	自 転 車	1 台
西念2丁目地内	自 転 車	1 台
袋畠町地内	自 転 車	1 台
丸の内地内	自 転 車	1 台
鳴和町地内	自 転 車	1 台
横川3丁目地内	自 転 車	1 台
示野町地内	自 転 車	1 台
長町1丁目地内	自 転 車	2 台
問屋町2丁目地内	自 転 車	1 台
長坂町地内	自 転 車	2 台
畝田西1丁目地内	自 転 車	1 台
畝田西3丁目地内	自 転 車	1 台
本町1丁目地内	自 転 車	1 台
古府町南地内	自 転 車	1 台
利屋町地内	自 転 車	1 台
窪2丁目地内	自 転 車	1 台
湖陽1丁目地内	自 転 車	1 台
昭和町地内	自 転 車	1 台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和5年7月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和5年8月22日から令和6年2月21日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため当該不動産に係る同条第2項の公告を求める旨の申請があり、当該申請について相当と認めたので、同項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

令和5年8月21日

金沢市長 村 山 卓

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称
蚊爪町会
- (2) 区域
蚊爪町の全域
- (3) 主たる事務所
金沢市蚊爪町口148番地

2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	30.76㎡	金沢市蚊爪町口119番3
宅地	99.42㎡	金沢市蚊爪町口171番3

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
村上祐一	金沢市蚊爪町口86番地
板坂正栄	金沢市蚊爪町口110番地
一川宝生	金沢市蚊爪町口89番地
一川外茂枝	金沢市蚊爪町は76番地
上田隆義	金沢市蚊爪町は149番地
上田喜市	金沢市蚊爪町イ115番地
小川辰典	金沢市蚊爪町は150番地
小川忠一	金沢市蚊爪町イ105番地
太田昂一	金沢市蚊爪町口101番地
太田長春	金沢市蚊爪町口81番地
表川静子	金沢市蚊爪町イ120番地
蚊戸勘治	金沢市蚊爪町口19番地
蚊戸茂孝	金沢市蚊爪町イ138番地
戸保家隆義	金沢市蚊爪町口111番地
中川正弘	金沢市蚊爪町口147番地
西川建二	金沢市蚊爪町イ123番地
西川武雄	金沢市蚊爪町イ122番地
西田健正	金沢市蚊爪町口74番地
西村健一	金沢市蚊爪町は80番地
橋爪隆	金沢市蚊爪町口10番地
平田光浩	金沢市西泉三丁目102番地西泉ガーデンハウス708号
村上初栄	金沢市蚊爪町口114番地
福島貞夫	金沢市蚊爪町口110番地4
舟田明美	金沢市蚊爪町口314番地
舟田芳雄	金沢市蚊爪町口28番地2
本郷健治	金沢市蚊爪町口110番地2

蚊戸利雄	金沢市蚊爪町口20番地
蚊戸行代	金沢市蚊爪町イ144番地
貝灰与志一	金沢市蚊爪町口78番地2
木沢一郎	金沢市蚊爪町口100番地
木沢喜之助	金沢市蚊爪町口164番地
木野健次	金沢市蚊爪町口79番地
小島信子	金沢市北町乙60番地1(北町三和ビル・601号)
島野四郎次	金沢市蚊爪町口125番地
島野義雄	金沢市蚊爪町イ72番地
新元潔	金沢市蚊爪町口112番地
新元利吉	金沢市蚊爪町口103番地
高松靖	金沢市蚊爪町イ136番地
工清	金沢市蚊爪町口117番地
前川外吉	金沢市蚊爪町イ119番地
松山太義	金沢市蚊爪町口179番地
宮川美智夫	金沢市蚊爪町口6番地
村田ゆき子	金沢市蚊爪町口73番地1
村田裕之	金沢市蚊爪町口97番地
門谷忠幸	愛知県愛知郡長久手町作田一丁目1301番地
本島正春	金沢市蚊爪町口130番地2
山田博	金沢市蚊爪町イ131番地
紅谷喜一	金沢市蚊爪町口98番地
横川俊雄	金沢市蚊爪町口126番地
村上外志夫	金沢市蚊爪町口75番地
恩地静雄	金沢市蚊爪町イ68番地2
柚木茂男	金沢市蚊爪町イ117番地

3 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和5年8月21日から同年11月22日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を提出(郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。)

(3) 提出先

金沢市市民局市民協働推進課

監 査 公 表

金沢市監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準(令和2年監査公表第3号)に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和5年8月21日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	前		誠	一
金沢市監査委員	源	野	和	清

第1 監査の概要

1 監査の対象箇所

番号	課 名	監査対象箇所	番号	課 名	監査対象箇所
1	文化政策課	金沢市民芸術村	20	障害福祉課	障害者高齢者体育館
2	"	牧山ガラス工房	21	地域保健課	動物愛護管理センター
3	"	金沢蓄音器館	22	保育幼稚園課	金石保育所
4	"	俵芸術交流スタジオ	23	"	森山保育所
5	歴史都市推進課	金沢職人大学校	24	教育総務課 学校指導課	十一屋小学校
6	"	金沢湯涌江戸村	25	"	千坂小学校
7	スポーツ振興課	城北市民体育館	26	"	浅野川小学校
8	"	城北市民テニスコート	27	"	大野町小学校
9	"	城西市民体育館	28	"	金石町小学校
10	"	金沢プール	29	"	緑小学校
11	"	屋内交流広場	30	"	伏見台小学校
12	"	内川スポーツ広場	31	"	扇台小学校
13	農業水産振興課	金沢湯涌みどりの里	32	"	木曳野小学校
14	"	農業センター	33	"	三和小学校
15	市 民 課	森本市民センター	34	"	金石中学校
16	"	泉野市民センター	35	"	北鳴中学校
17	"	新神田市民センター	36	"	大徳中学校
18	福祉政策課	老人福祉センター松寿荘	37	図書館総務課	金沢海みらい図書館
19	健康政策課	金沢健康プラザ大手町			

2 監査の期間

令和5年4月12日から同年8月4日まで

3 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、前誠一、源野和清、久保洋子、秋島太

なお、久保洋子、秋島太は令和5年5月1日に退任し、代わって同月11日に前誠一、源野和清が就任した。

4 監査の対象範囲

令和4年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和5年度及び令和3年度以前の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

- (1) 建築物の劣化点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課	緑小学校、扇台小学校

- (2) 消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課	緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校

- (3) 消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課	扇台小学校

- (4) 前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いについて、次の施設において誤りが見受けられたので、適正を期す必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課、学校指導課	扇台小学校、大徳中学校

消 防 局 広 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和5年8月21日

金沢市消防長 蔵 義 広

場所 金沢市金石消防署管轄区域内(大野町4丁目地内)

日時 令和5年8月30日(水) 午前11時から午前11時40分まで

令和5年(2023年)8月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄